

男鹿市条例第12号

男鹿市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(適用区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域のうち、船川港臨港地区に含まれる地域（以下「甲種区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域のうち、船川港臨港地区に含まれる地域（以下「乙種区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地の面積への算入割合)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「法施行規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び法施行規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する甲種区域、乙種区域又はこれらの区域以外の区域（以下「その他の区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合において、甲種区域又は乙種区域の当該敷地に占める適用区域の面積の割合

(以下「敷地割合」という。)が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同条の当該区域の規定を適用し、その他の区域の敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同条の規定を適用しない。

(周辺の地域への配慮)

第6条 法第6条から第8条までの規定により特定工場の新設等の届出をしようとする者は、周辺の地域の生活環境に配慮した緑地及び環境施設を設置するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0. 2」とあるのは、甲種区域にあっては「0. 1」と、乙種区域にあっては「0. 05」と、同項第3号中「0. 25」とあるのは、甲種区域にあっては「0. 15」と、乙種区域にあっては「0. 1」と、法準則備考第3項第1号中「0. 2」とあるのは、甲種区域にあっては「0. 1」と、乙種区域にあっては「0. 05」と、同項第2号中「0. 25」とあるのは、甲種区域にあっては「0. 15」と、乙種区域にあっては「0. 1」と読み替えるものとする。